

日本遺産ガイド養成講座等企画運営事業 仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「日本遺産ガイド養成講座等企画運営事業」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 事業概要

(1) 事業名称

日本遺産ガイド養成講座等企画運営事業

(2) 目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の認定により、那須野が原（那須塩原市、大田原市、矢板市、那須町）への注目度が高まっている。

日本遺産ガイド養成講座を開催することにより、既存のガイドが日本遺産についての知識・理解を深め、実際にガイドを行うためのスキル向上につなげることを目的とする。

また、既存のガイドに限らず、興味・関心を持った地域住民をはじめ観光や交通などの事業者にも参加を呼び掛けることにより、日本遺産を地域で支える人材の育成に資することを目的とする。

(3) 事業項目

- ①ガイド養成講座の企画及びテキストの作成
- ②ガイド養成講座の運営
- ③日本遺産ガイドマニュアルの作成

(4) 履行期間

契約の翌日から 2020 年 3 月 13 日まで

2 業務内容

委託業務の範囲は以下のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、以下の業務内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は乙が自らのノウハウを最大限活用して実施するものとする。また、国庫補助事業の公益性を認識し、適切な配慮を行うこと。

(1) ガイド養成講座の企画及びテキストの作成

講座の企画及び講座で使用するテキストの作成について、人財育成に向けた効果的な手法、講座のプログラム、講師案等を提案すること。

日本遺産ストーリーや構成文化財に関する歴史、基礎知識等について学ぶとともに、ガイドに必要な魅力の伝え方や説明の仕方、観光客に対する接客スキルの向上を図る内容とし、日本遺産について分かりやすく解説し、ガイドとして観光案内ができるような内容とすること。

- ・インバウンドに関する講習を含む
- ・他の日本遺産地域の視察を含む
- ・講座の参加料は無料とする（ただし、視察に係る経費は参加者の自己負担とする）

(2) ガイド養成講座の運営

(1) で企画した講座の実施

- ・実施予定時期：契約日から 2020 年 2 月末日まで
- ・実施回数：6 回以上
- ・対象者：市内ボランティアガイド、観光関連事業者、交通関連事業者、構成文化財関係者、学校関係者（教育機関）、協議会会員等
- ・対象者数：50 名程度
- ・その他：募集チラシのデザイン作成、開催通知や講座会場のセッティングなど事前準備のほか、講師・会場の手配や講座の資料印刷等に関する経費は、本事業に含むものとする。

(3) 日本遺産ガイドマニュアル（印刷版下）の作成

平成 30 年度に作成した「公式ガイドブック」を補完する内容のガイドマニュアルの印刷版下を作成すること。

内容は、ガイドの心得や説明のしかた、モデルコース（他事業で作成予定）の紹介など、実用性のあるものとする。

マニュアルは初心者でも活用できるものとする。

インバウンド対応の一般的なおもてなしフレーズ及び問答集などを盛り込むこと。

規格は、A5 判タテ、オールカラーとする。（デザイン、レイアウト等、詳細については甲と協議する）

原稿データは PDF 形式とする。

(4) 打合せ及び協議

必要に応じて関係団体等と協議を行う。また、協議に必要な資料を作成するとともに述べられた意見を集約する。

本業務に関する打ち合わせは必要に応じて行うものとする。

打ち合わせ及び協議を行った場合はその内容について記録を作成する。

(5) その他

委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。

委託業務の履行にあたっては、甲と十分な連携及び協議を図ること。

委託業務の遂行について関連する法規がある場合は、当該法規を順守すること。

甲が必要と認める事項について、適宜支援を行うものとする。

3 提案上限額 3,242,800 円

本業務の実施に必要な経費

上記に係る消費税及び地方消費税を含む。

4 納品物

納品場所は、甲が指定する場所とする。

(1) 業務報告書 4 部

(2) ガイドマニュアル印刷版下データ（PDF 形式）

(1) のデータと合わせて CD-R にて納品すること

5 その他

- (1) 乙は契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行うこと。また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 乙が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、那須塩原市個人情報保護条例（平成 20 年条例第 32 号）那須塩原市個人情報保護条例施行規則（平成 20 年規則第 54 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物は、甲が自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページへの記載等）できるものとし、成果物の二次利用に関して、甲にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 乙は、乙が甲に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、乙は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) 乙は本事業の一部を事前に甲の承諾を得た上で第三者に委託できるものとする。
- (8) 甲は本事業において乙から協力を求められた際は可能な範囲での協力を行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で別途協議する。

6 支払条件

業務完了後の一括払とする。